

佐賀県看護協会で開催する研修会の中止に関する規程

公益社団法人佐賀県看護協会

佐賀県看護協会で開催する研修会の中止に関し必要な事項を、次のように定める。

1. 研修会の中止基準

- 1) 台風や大雨などの天災により開催が困難と見込まれる場合
(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、地震)
- 2) 講師の不慮の事故等により開催が困難と見込まれる場合
- 3) 看護センターの施設及び設備の不具合により開催が困難と見込まれる場合
- 4) その他、会長が中止と判断した場合

2. 中止決定時期

- 1) 原則として、研修前日の17時
- 2) 研修当日に、警戒レベル4以上の情報が発令された場合は、
研修当日の午前6時

3. 受講生への中止の告知

- 1) 原則として、個別(施設)に連絡を行う。
- 2) 研修当日に、警戒レベル4以上の情報が発令された場合は、緊急事態であり、
原則として個別の連絡は行わない。
佐賀県看護協会のホームページにおいて告知する。

4. 研修の振替

- 1) 振り替えて研修を行えるよう、出来る限り調整を行う。
- 2) 振替日が確定し次第、受講予定者に連絡を行う。
- 3) 振替日に受講できない者については、受講料から送金手数料を差し引いた金額
を返金する。
なお、振り替えの研修がない場合は、協会が送金手数料を負担し返金する。

5. その他

- 1) 研修の受講中に、警戒レベル4以上の情報が発令された場合は、その時点で
中止等の判断を行う。

附則 この規程は、令和元年10月15日から施行する。